

○国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進室規則

〔平成21年7月23日
規則第35号〕

改正 平成22. 5. 27 22規則37 平成24. 6. 21 24規則3
平成28. 3. 29 27規則80 平成29. 3. 28 28規則37
平成30. 2. 22 29規則30 令和2. 4. 23 2規則5

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(目的)

第2条 推進室は、本学の構成員が有する多様な個性及び価値観を尊重し、その多様性を最大限に活かすために必要なダイバーシティ環境の整備等を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) ダイバーシティ環境の推進方法の企画立案及び実施に関すること。
- (2) ダイバーシティ環境の現状分析、評価及び公表に関すること。
- (3) ダイバーシティ環境の推進のために必要な啓発活動に関すること。
- (4) 次世代育成支援行動計画に関すること。
- (5) 女性研究者の研究支援策の企画立案及び実施に関すること。
- (6) その他推進室として必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 推進室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は副学長
- (2) 学長が指名する教職員

2 前項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による室員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 男女いずれか一方の室員の数は、室員総数の10分の3未満であってはならない。

(室長)

第5条 推進室に室長を置き、前条第1項第1号の理事又は副学長をもって充てる。

2 室長は、室を主宰する。

3 室長に事故あるときは、次条に規定する副室長がその職務を代行する。

(副室長)

第6条 推進室に副室長を置き、室長の指名する室員をもって充てる。

2 副室長は、室長の職務を補佐し、推進室の運営を円滑に遂行する。

(事務)

第7条 推進室の事務は、総務部人事課及び研究協力部研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則 (平成22. 5. 27 22規則37)

この規則は、平成22年5月27日から施行する。

附 則 (平成24. 6. 21 24規則3)

- 1 この規則は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人埼玉大学女性研究者支援室要項(平成22年5月27日制定)は、廃止する。

附 則 (平成28. 3. 29 27規則80)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30. 2. 22 29規則30)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 4. 23 2規則5)

この規則は、令和2年4月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、第5条第3項及び第6条の改正規定は、令和2年5月1日から施行する。